				生年金保険法附則第十一条の六第八項（厚生年金保険法附則第十一条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の規定による老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額が、前項各号に定める額に相当する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額
特二支給停止相当額に額に十額よれの規定乗にじ後よて老第よて月除齢一り得た額し厚項読たのみ替に前項ら得年規定た金定しての	低た読たのみ額に十二を乗じて得た当をるた同定条にじ後よて老第よて月除齢一り得た当該十当同定条にじ後よて老第よて月除齢一り得た当該十当同定条にじ後よて老第よて月除齢一り得た当該十当